



おきなわ



守礼門

沖縄県土地家屋調査士会



土地家屋調査士倫理綱領

- 1、使命
不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。
- 2、公正
品位を保持し、
公正な立場で誠実に業務を行う。
- 3、研鑽
専門分野の知識と技術の向上を図る。

守礼門

守礼門は首里城歓会門の外、首里を東西に貫く大道りである「綾門大道（アイジョウウフミチまたはアヤジョウウフミチとも）の東側に位置する牌楼型の門（桜門）である。

日本城郭でいう首里城の大手門に値する。柱は4本で二重の屋根を持ち、赤い本瓦を用いている。沖縄戦で焼失したが、1958年に再建され、1972年には県指定文化財となった。

写真提供：広報部長 伊禮 睦



目 次

東日本大震災と明和の大津波	会 長 宮 城 朝 光	1
私の道づくりと今後の課題	那覇支部 宜 保 光 明	3
「琉球史を早わかりする為に」	那覇支部 松 川 清 康	10
九州ブロック協議会		
新人研修会に参加して	宜野湾支部 北 城 力	13
.....	那覇支部 伊 禮 範 安	14
沖縄県青年土地家屋調査士会設立趣意書	中部支部 福 原 義 隆	15
青調会だより		16
支部だより		
那覇支部感謝状表彰	那覇支部長 新 屋 吉 雄	17
支部長を終えるにあたって	宜野湾支部長 當 原 章 夫	18
「学校Ⅱ」を観て	南部支部長 大 城 学	19
新入会員紹介		20
会だより		21
平成22年度 第3回 常任理事会		21
平成22年度 第3回 理事会		22
平成22年度 第3回 業務研修会（報酬額、新オンライン申請）		23
平成22年度 第4回 理事会		24
平成22年度 第5回 常任理事会 第2回 支部長会		25
隣接士業団体連絡会		26
編集後記		27



東日本大震災と明和の大津波

沖縄県土地家屋調査士会 会長 宮城 朝 光

今般の東北地方から関東地方で起きた東日本大震災で被災され、また被害にあわれた皆様には心よりお見舞い申し上げます。

沖縄県土地家屋調査士会としては当時午後3時から3役会をしており、その最中に仲宗根副会長の茨城県にいる娘からの電話で知ることができ、すぐテレビをつけたところ津波がビニールハウスや家屋をのみこんでいる様子が確認できました。4時から始まる境界問題相談センターの運営委員会の弁護士の先生も私たちの説明で大津波のことを知り応接間で呆然としてテレビに目をやっていました。その中には私たちの会員である菅野さんの出身地の陸前高田の映像も出ていました。以前にお母さんが亡くなった時相続登記の面倒を兄弟に代わって自分がしかできないのでやってきたということを知ったのを思い出し、本人に電話で兄弟の消息を確認したところ、5メートルの防潮堤しかないのに10メートルの津波ではダメでしょうということと、連絡が全くつかないということであった。その後の会の対応は日調連と九州ブロック協議会からの連絡を受けしばらく状況が分かってから義援金等に対応しようということにした。

今回の大震災を受けて、沖縄において過去に明和の大津波というのがあったことを調べる人が多くなってきたようである。私もインターネットで検索してみた、その中

で新たに知った情報を書いてみたいと思う。明和の大津波は、明和8年(1771年)4月24日(旧暦3月10日)の午前8時頃、八重山・宮古諸島(先島諸島)を襲った大津波で、地震の震源地は、石垣島・白保崎の南南東約40kmの海底で、地震の規模はマグニチュード7.4とされています。地震の直接的な揺れによる被害はほとんどなかったとされているが、地震の規模に比して大津波が発生したため、多くの溺死者が出たのが特徴です。その津波の遡上高は琉球大学理学部中村衛研究室の調査報告では伊原間33m・伊野田25m・白保30m・大浜30m・登野城・大川10m・多良間島15m・宮古島周辺で約10mとなっている。被害状況は、八重山では全人口(28,992人)のうち9,313人が死亡し、宮古は2,548人が死亡した。当時は人頭税が課せられていたため人口が正確に把握されていた。それと、旧暦の3月10日は、年貢の搬入期にあたり、周辺の集落及び島々から、島の南部に多くの人が集まっていた。年貢米も御用布も流されたしその集まった人たちも犠牲になった。家屋や田畑の損失も大きく農耕用の牛・馬も626匹が死んでしまった。今後の農業生産の再建と復興策については八重山の役人は困惑した様子がある。各村々の役人から蔵元へ要望書が出され、その内容は津波以前からの旱魃が続き、天水田も干からび、芋の生育

も実入りが悪く、窮乏した者達には「模合貯米」を支給し、種々の食糧を取り混ぜてその補いとした。そのような中津波で田畑の作物も枯渇し、より一層深刻な災難となっているため、諸上納米をどのように稔出すべきか困惑していると、そこでどうにか王府に対して要請していただきたいということで、流失した穀物は「払い捨て」（帳消し＝免租）、飢飯米と大和船へ上納米として振り替えた分は「下され切り」（無償支給の形式による実質的帳消し）の措置を講じてもらえるように、というものであった。それを受けた頭・在番筆者・在番らは王府に対し村役人らの要望に同意し懇願していた。それに対して王府は容認していたのである。それはまさに東北の被災地に対する税金の免除と同じであり、日調連の会費免除も同様である。

そのような温情を示したこともあったが、人头税そのものが過酷な税であり、不作が続くと農民に重くのしかかってきた、15歳から50歳の成人に対して男子は一人当たり1石8升の米で女性は5反布（5人分の着物が縫える反布）であった。当時の農業は自然頼みのところが強く、台風や干ばつ被

害等々が頻繁にあるし、飢饉米を支給しても足りずに餓死する人もいたようです。

大津波の後は全滅に近い集落も多かったので、移住をさせたりして農業生産の増産を目指す但那後の八重山は疫病の発生や干ばつ・台風、害虫等の発生もあり100年後の明治には1万人程度まで減少したといわれている。1800年代の役人の文書には飢饉に備えて農民一人当たり10株のソテツを毎年植えるように指示を出しているのが沢山あります。今回の震災に当たり、今後日本が衰退していくのか、それを乗り越えて復興・発展していくのかは全国民の今後の頑張りに係っています、みんなで頑張りましょう。

今回の歴史的資料は膨大になりすぎて、中途半端なまとめになりましたが、関心のある方は琉球大学の研究報告書を調べて読んでみてください。

参考：沖縄の災害情報に関する歴史文献を主体とした総合的研究（「宮古八重山津波」（1771年）における災害・年貢・復興について（豊見山））
琉球大学学術リポジトリ





私の道づくりと今後の課題

那覇支部 宜保光明

はじめに

私の地域での沖縄戦は、防空壕に隠れても、毒ガス散布：投入と火炎放射器で焼殺する等全滅作戦が繰り返されている実態が隣集落で見られたことから、住民は壕を抜け出し、戦いの前線を逃げ回ることになる。山河等地形も変わるほど爆弾で破壊、私達家族は3グループで3方に逃げたが、私の母、祖母、おばさん、おじさんは、南風原・大里・具志頭・摩文仁と約70日も、大砲、艦砲跡の穴に入って被弾を防ぎながら命を凌ぐことになった。

昭和45年6月21日に喜屋武岬の海岸岩下にたどりついたが、私がぐったりして死ぬのであれば、「一家の終わりだから」ということで夜ここを脱出して家路についた。夜中海岸沿いに行くと、名城の海岸では米軍が鉄条網を定置網のように張り、人々が移動してくると浜辺に集めて上陸用舟艇に載せられて金武浜に連れて行き私は救急病院に入院させられていたようである。人々は戦場で震え、飲水のみの日々は、本能から生きることのみがやっとで戦いが静かになり食料を探しに地域で探しても確保できないし、次々と死亡していった。この沖縄戦を表現する言葉はないと母は嘆いた。

この戦争の事は、次の機会に譲ることにして、今回は自らの実体験したことを基に、

道づくりをテーマに述べたいと思います。

ところで現代社会では当たり前憲法をよりどころに基本的人権、平等、自由等が保証されています。社会も人間が休息、明日につなぐ再生産生活を営むために社会基盤も整備されなければなりません。

しかし沖縄では、「法治社会ではなかった」と思います。これは策士によって、意図を持って沖縄を見放し、軍事力と差別策で人々を苦しめた米軍占領政策である。

私たちは、農村集落のリーダー、血縁をよりどころに助け合い、生命ある限り奮闘することになる。

1. 幼少期の道づくり

幼少期は、米軍病院から退院した後、収容所を転々とし読谷村の大木収容所で開放された。大木の方々にはお世話になっている。我が家に帰ってくると屋敷の山手側にある退避壕は残っているが木々も含めて総て焼かれてフク木、ガジュマルの木は黒くなって立ち枯れ状態でした、4歳になって、大人の手伝いもするようになり一家の働き手として扱われていました。

大人は屋敷の整備や、米軍政府から支給されているテント小屋を立て、生活が始まったが、食料がなく、いつも芋の葉とエンサイの味噌汁、役所の配給所で配られる少々

の米が主食であった。生活が落ち着き家屋作りは米軍のチリ場等から木材を少しずつ集め、焼け残ったフク木を切り倒し、柱、桁等を製材し家屋の骨格を作り、竹、ススキ、テントカバーで壁を作り屋根は竹、かやぶきの家を建築して安心して寝ることが出来るようになった。

一方、私たちは大人の仕事ぶりをいつも見ているので自分で農耕用道具、草刈に使うオダー、砂利運搬に使う荷車等も作りいろいろなお手伝いをした。

道は歩くと「道は出来る」ものですが、雨でぬかるみ歩きにくいので座安在の旧日本軍の小禄飛行場跡の滑走路から砂利を採取してきて自宅前等の道路に敷き詰めていた。

家族は、みんな役割を担って、女性は食料の確保、男性は耕地の確保に努め、私は牛、山羊の草刈が日課となり、草刈を休むと山羊はよく鳴き、草の量が足りないと叱られていた。

集落でも必要に応じて共同作業が行われているが、主な作業は道路の補修、爆弾穴の埋戻し、旧日本軍基地を守るために埋設された機雷那の撤去作業が主であった。米軍は集落の真中を南北に丘陸地も敷均し、地形を大きく変えて幅員約50メートルの作戦道路を建設し本島の南部方面（距離約10キロメートル）を攻撃する大砲3基設置する基地とし、山間側には捕虜収容所配置していたこともあって私達も遅くまで中部に止めていたものだと今になって思っている。

なお、穴の埋戻し跡は、今のようにまきだしの厚も考えて転圧もされてなかったので荷車が通ると車放ちみられたので、戦車のキャタピラを敷き詰めて補修をしていた。

2. 小学校時代の道づくり

小学生になって、校舎建設からみることになる。

父兄は壁用のススキ、屋根ふき用のカヤを持ち寄り、竹・丸太等は役所が支給し、共同作業により校舎を建築した。だが、屋根のカヤは台風等でふき飛ばされ、壁のススキも約1メートルに切り揃えているので雨はふき込み、土間は土のために休校の多い学校であった。また、生徒はよくカヤ、ススキ等校舎補修材料を提供するように言われたので早々の学校終了後はカヤ刈りにいていた。カヤは個人所有地から刈ると怒られるので拝所に行く道路（里道）で刈っていて子供の綱引き広場に通う通路は私達小学生が確保していたように思っている。

一方、牛、山羊飼育を担っている私は裏の丘陸地は隅々まで知っていて、旧日本軍（32軍石、玉部隊）の基地である防空壕にも入って遊んでいた。当時米軍はこの壕を占領することが出来ず、毒ガス投入したのみで丘の頂上には赤旗が立てられて米軍は近寄らなかつたようである。この壕には集落の数人が日本軍と行動をともしして戦火がやむまで生活している。

この壕は3集落に出入り口を設け攻撃と出入り口を四方につくられていて、3層の構造をしていた。しかも下層では中央部プールを設置、渡橋がかけられていた。重要な基地であったと思われる。

その基地を守るために私達の門中墓にまで（約200メートル）山兵壕をつくり墓の裏側から出入り口にして墓をトーチカとして利用、墓地の横側に戦車の落とし穴が作られると同時に基地に近づく米軍部隊を攻撃するため機雷（丸型の直径1メートル）

郡を埋めて配線を張り巡らしていた。なお数名の日本軍生存者もいる。

後日、防空壕の入り口は不審者が出入りしないように集落で共同作業により埋められたが、今は湧き水等が少々見られる状況である。

一方、耕地にかよう里道は寸断されているので、補修工事は血縁でいーまーるによって日常的に行われ、里道の草は私達の牛草刈り場となっていて里道の管理もしていた。

3. 中学校時代の道づくり

集落の西側（下流側）に国道331に平行して旧日本軍の小禄飛行場の補助滑走路が砂利で築立嵩上げ：橋、暗渠等排水路不備で急ごしらえの施設が作られていたこともあって、集落のほとんどの農耕地は畑としては不備となっていた。

この耕地を有効利用するため個々の土地毎に「田起し」真中を畑、まわりを田を作り降雨で冠水を防ぐように土木工事が行われていった。この工事は血縁ごとにいーまーるによって土の移動を伴いネコ車とリヤカーが使われて非常に重労働で厳しい毎日であった。

当時、農耕地の確保は食料が乏しい中で仕方ないことであった。

今から思えば流水を阻害する旧滑走路の撤去が先にあって戦災復興事業で国は耕地整理事業で整備を実施するべきであったが沖縄は一人足きをしいられているものである。

ところで個々人によって無計画で耕地作りをしているので道路、排水路等の農業施設の整備は皆無で唯一、里道のみが道路でしたが、ネコ車の利用ぐらいしかできなかつ

た。しかも田と畑間の肩から農耕地に通い崩れやすいので補修工事と草刈は、私の仕事であった。幹線道路では、農作物、肥料は主にリヤカーと牛車を使い丸協市場には集落まとめて運搬していた。

4. 高校時代の道づくり

集落では、稲作も盛んになり、田の真中に作られた畑は、大根を中心とする野菜も作られるようになったが、米軍は畑が低地地帯にあるのを理由に（？）清浄野菜産地指定をしなかった。その為に重量のある大根の主産地となっていたが、農作物、肥料等の運搬は私の仕事となりネコ車を使っていた。

その内、サトウキビ栽培がブームとなり稲田は埋め立てされて畑に変化していった。しかし排水路整備が遅れて幹線道路である今の国道331号、村道は少々の降雨で冠水を繰り返していた。また大根栽培において防虫剤の、エンドリンを使うようになって、タニシ、ウナギ、フナ等も絶滅していている。

このように、集落の農業は非常に厳しくなり、軍作業へと仕事を変える若い人達が男女を問わず多くなっていった。また農業を続けていくにも土地の農地から他の土地利用にも少々みられるようになり、資産的保有傾向が出てきたのもこの時期ではないかとおもわれる。一方、農家で比較的農地面積が広い所有者は幹線道路に土地接道するために約1対3の割合で土地交換までして道路作りをしていたが、この作業は私が学校で測量クラブ、機械クラブに入部し実技を学び、集落の方々から、耕運作業と道路潰地の求積作業の依頼がよくありました。

しかし、道路をつくるにしても、土地の境界を意識して、或いは境界を中心に折半して施設作りとなつて、曲がり多い道路となり、土地利用に支障が多く生じることから、さらに基盤整備のやり直しが話し合われるようになり、土地改良事業等面的整備が自治体に要請されるようになった。

5. 就職しての道づくり

基地の拡充整備、管理を強化するために、米軍は軍作業員を多く必要とし、自治体職員の3倍程度の給料を支給し雇用していたので可労者の方々は軍作業へと流出していった。私はあえて村役所土木課発足にあわせて就職し、琉球政府の土木技術研修会、水道技術研修会は欠かすことなく参加した。

当時の仕事は、道路の整備、農業施設の整備、水道の整備、かんがい施設の整備を担当していた。

自治体は、財政が乏しく、これらの施設をもっぱら補助事業で整備していたが、特に農業施設整備事業では、集落内から起点し整備をしていたものです。その際、潰地承諾書の申請書への添付が求められていて、集落全体のまとまりが大事であった。また設計及び積算については、一字一言琉球政府の職員のチェックと審査があり非常に厳しい業務であった。また、米軍民政府援助で高等弁務官資金の交付で、道路整備及び水道施設整備、かんがい施設整備がありましたが、水源の開発は集落にある既存湧水、ボーリング打ち込みで開発し求めたが「飲料水に適」の条件がついていましたし、施設計画設計書は琉球政府の審査を経なければならず、かなりの厳しいハードルがあった。しかし、民政府職員は、自治体職員に

対していつも事業採択に適切なアドバイスがありましたので業務はスムーズにこなしていた。

これら工事を遂行するために工事請負業者、土木設計コンサルタント等のバックアップを要するが、当時は工事請負業者も少なく土木設計コンサルタントは皆無。工事は基礎工事を担っている業者に願い工事施工となつていましたが、施設測量、丁張り設置等工事のやり方、土質調査、設計変更、工事費積算等までほとんどを世話していた。

後になってブルドーザー、大型トラック各1台を確保して工事を出来る業者を指名、入札執行していたが業者の育成は困難であった。

このような業務を担うなかで仕事をスムーズに進めるには技術のほかにも法律、経営等も求められて大学にも進学したものであった。

ところで土地の地図といえば、役所の依頼で、集落の有志が1947年ごろから作成した小字毎の地図と一筆限調書が保有されていたものの地図誤差が大きくこの地図での土地測量実施しても所有者の承諾を得ることは困難でありました。その為の地図・地籍簿を確保する地籍調査を早期に実施する必要性から、琉球政府に対し要請活動を強化、その結果、昭和40年には琉球政府法務局認証地図・地籍簿が備え付けられるのである。ただ、配慮が必要であったのは地籍調査の実施において調査基準を示し、周知が必要であった。例えば、里道、排水路の扱い、自ら私道として設置した道路、集落で土地を買い上げて設置した施設及び無償で設置した施設は経緯を調査することなく無地番地として里道同様に扱った土地と、

「ミッチアマーヤー」がいて集落が土地を買い上げた施設は逆に所有権の変更なしの枝番を付していたりこの調査に不服があると筆界未定として扱われることもあって、縦覧期間に異議を申し出ることには少なかったと思われる。

その為に、今、土地家屋調査士を通して地図訂正の申し出等少々見られる。また米軍の民政府は土地について潜在主権しか持たず、地図・地籍簿確定後も面的整備は別として線的に整備した道路、排水路等は自治体の公共事業で整備済みも地図の訂正において、里道等との付替は許さなかった。ただ、日本政府が沖縄の施政権の返還を発表した1968年頃からは、日政援助事業も始まったことで許されるようになってきている。なお、日政援助事業は当初条件が厳しく割当による整備がされる程度であった。そして工事施工の検査をクリアーするのに現場にテントの設置等、自治体首長の事業効果等の説明が求められたものである。

これら農業施設、道路整備において復帰直前になると土地の地図整備が進められてはいるが土地所有者は分筆登記にも応じない。逆に既存の道路、排水路等の公共施設となっている部分にまで屋敷囲い(?)を許すところもみられる。

なお、復帰直前になると都市計画法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律等の土地利用規制関連の法適用を恐れて、土地改良の面的整備を終え、換地指定が遅れた地区でも農地売買が盛んになり、農地として登記するはずの土地が宅地として登記されたり或は農地の真中に建物が一夜にして立てられたり、丘陵地では宅地造成のミニ開発は道路、排水路、下水道、水道、公

園等無配慮でつくられて、人工急増等自治体で対応できないほど都市近郊地域で起こり行政も大きく混乱した。この際、開発業者は地図・地籍簿、里道等加工し現地と確定した地籍調査の地図、地籍簿の変更登記、里道等の付替えによる変更登記は放置されている。この様に世替りはいかに、地域によっては大きな混乱をもたらしたかはかりしれない。ですから法律の運用を琉球政府と事前に調整する配慮に欠けていたか反省がある。

地図の管理は日頃から筆界杭が大事に扱わなければならないかと同時に、登記所備え付け地図も現地で合致するよう十分に管理しなければならないと思っている。登記所の地図と現地の地図が公差以上になっている地図で現地復元しても地図混乱を引き起こすのみである。ですから地図混乱解消に予算確保する努力を要する。

また、自治体も土地に課税するときには正確さが求められますので、登記所とは連携が必要である。

しかるに、復帰直前の宅地造成地域においては、今も里道の加工登記が遅れている(?)ことに、無地番か所に建物が立ち並んでいても、登記された土地のみに固定資産税を課す程度でこれが毎年繰り返される。

既存道路も今も私道或は公衆用道路として変更されない。これらは税の不公平、建物の立て替え等になってあわてることになる。この地域に生活するには公園の設置、幹線道路の整備等も求められてくることは確実である。

また自治体は本来河川整備で計画的整備するところを琉球政府の整備予算がつかないことから、河道幅員10メートルもかんが